

地域課題の解決に向けた取組

ナラ枯れ被害への対応について

檜山森林管理署

【はじめに】

檜山森林管理署は、渡島半島の南西部に位置し、渡島総合振興局及び檜山振興局にまたがる2市8町を管轄しています。管轄区域の森林面積の約44%にあたる、約11万2千ヘクタールの国有林野を管理・経営しています。

当署管内には、渡島半島および松前半島の脊梁部を構成する乙部岳・七ツ岳・大千軒岳などの山々があり、天然林にはブナ林が広がっています。また、自生の北限とされるヒノキアスナロ（ヒバ）や南限とされるアオトドマツなど、北海道内でも特異な森林生態系が形成されています。

【地域の現状と課題】

近年、渡島半島南部では「ナラ枯れ」と呼ばれる、ナラ類を枯死させる病害が拡大しています。この病害は、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって引き起こされるもので、令和2年に北海道で初めて確認されました。令和5年には実際の被害が発生し、以降、被害地域は徐々に拡大しています。当署管内においても、令和6年に北海道の国有林として初めてナラ枯れ被害が確認され、森林の健全性を脅かす深刻な課題となっています。



ナラ枯れにより葉が枯れたミズナラ
(令和7年8月)

【取組状況】

○ナラ枯れ被害の把握

ナラ枯れの被害木は、夏以降に葉をつけたまま急速に枯死し、根元付近には特徴的な白い粉（フラス：木くず）が見られます。これらの症状をもとに、無人航空機やヘリコプターによる空中からの調査、林野巡視、現地踏査などを通じて、被害状況の把握に努めています。

○被害木の処理

ナラ枯れの被害木を放置すると、翌年にカシノナガキクイムシが羽化して未被害地域へ侵入するおそれがあるため、被害木については適切に処理が求められます。

令和6年に当署管内で確認されたナラ枯れの被害木については、すべて伐倒のうえ、薬剤によるくん蒸処理（殺虫処理）を実施しました。



ナラ枯れ被害木のくん蒸作業の様子

【今後に向けて】

今後もナラ枯れ被害の拡大が懸念されることから、引き続き林野巡視を継続し、被害木の早期発見と適切な処理を徹底することで、森林の保全に努めてまいります。